第３回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会 【議事概要】

【日時】令和８年８月３１日（月）１４時～１４時３０分

【場所】市役所８階大会議室

【出席委員】６名（敬称略）
川越敏司（委員長），柴田久代（副委員長），車福順，工藤敏夫，中村馨，
小田達也

【函館市】６名
（事務局）宮田市民部長，東出部次長，根本くらし安心課長，木川主査，
平田主査，松浦会計年度任用職員

【傍聴者】２名

発言者	発　言　要　旨
1.開会 （事務局）	ただいまから，第３回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会を開催いたします。本委員会では，検討過程についても広く市民に公表し，より開かれた形で条例の検討を進めていくため，議事録の公開を行いたいと考えておりますので，ご了承願います。 それでは，これからの会議につきましては川越委員長を議長として進めていただきたいと思いますので，川越委員長，よろしくお願いいたします。
2.資料説明 川越委員長	それでは次第に従って議事に入りたいと思います。 配付された資料について事務局から説明願います。 （事務局根本課長説明）
3.質疑・意見交換 川越委員長	ただ今，事務局から配付資料の説明がありましたが，委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。

小田委員	質疑応答や意見ではないですが，前回，第２回の検討委員会で出た意見を，本日，丁寧に説明していただきましてありがとうございます。この骨子案を見まして，必要な要件等は具備されていると感じております。引き続き，制定に向けて，よろしくお願いいたします。
川越委員長	この後は，逐条解説の中で不足している部分や条文に反映しにくい部分を補足していきたいと思っております。骨子案，施策案について，前回と今回の議論を踏まえまして，了承されたということで進めさせていただきたいと思っています。 今後，この骨子案に基づきました条例が制定されますので，併せまして，条例の逐条解説や市民の皆さんへの啓発等でご理解いただくことになりますが，検討委員会は本日の第３回目で終了となります。逐条解説の内容につきましては，皆さんのご異存がなければ，委員長の私と事務局の方で協議をして，皆さんのご意見を踏まえた形で作っていきたいと考えていますがよろしいでしょうか。ご意見はございませんでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。それでは，そのような形で進めさせていただきたいと思いますが，事務局もそれでよろしいですか。
(事務局)	はい，よろしくお願いいたします。
川越委員長	以上で，函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会の審議は終了します。ここまで事務局の皆さん，様々な作業をありがとうございました。また，委員の皆さん，一人一人がそれぞれの立場から貴重な声をお聞かせいただきありがとうございました。それでは，これからこの条例がよりよいものとして，市民の安全や環境が良くなることを願っております。ありがとうございました。では，これからの進行につきましては，事務局にお願いしたいと思います。
４.挨拶	(宮田市民部長挨拶)

５.閉会 （事務局）	以上を持ちまして，第３回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会を終了いたします。